

誓約書（暴力団排除関係）

年 月 日

生駒商工会議所 御中

所在地

商号又は名称

代表者役職名・氏名

印

私(個人・法人・団体)は、当所加入にあたり、定款第10条(会員の資格)第3項(4)『反社会的勢力に該当する者は、会員になることができない』により、現在又は将来にわたって、下記の記載内容を誓約いたします。

また、必要な場合には、このことについて当所が、奈良県警察本部に照会することを承諾し、この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当所会員資格が取り消されても一切異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合も、一切私(個人・法人・団体)の責任といたします。

記

- 1 私(個人・法人・団体)は、次に掲げる事項に該当いたしません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)及び暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (3) 役員等が暴力団員であると認められる者
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的な関与をしていると認められる者
 - (5) 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

注)「役員等」とは、法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(当所に加入する事務所を言う。以下同じ。)の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。